明海小学校

## 学校感染症及び出席停止について

### 1 出席停止

学校感染症は、学校保健安全法の定めるところにより、<u>感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、またはかかるおそれのあるとき</u>は出席停止になります。病院で診断を受けた場合は、学校へお知らせください。

## 2 新型コロナウイルスについて

<u>令和5年5月8日</u>より、「新型コロナウイルス」については、学校感染症の「第一種」から「第二種」に変更されました。インフルエンザと同様になります。

#### 3 登校について

感染症が治って登校する場合は、基本、第一種、第二種は病院からの「治癒証明書」 が必要ですが、下記のものについては、保護者の記入によるもので結構です。

「<u>インフルエンザ」、「新型コロナウイルス」、「第三種の感染症で医師が必要と認めるもの(うつるので学校に行かないよういわれたもの)」</u>については、学校から<u>様式1「学校感染症治癒報告書</u>」をお渡ししますので、ご家庭で記入し、提出してください。

◆様式は学校のホームページからも用紙をダウンロードできますのでご利用ください。

どの病気もこじらせると合併症をおこすこともあります。かかった場合は十分休養してください。

# 【学校感染症】

		出席停止期間
<b>佐</b>		
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、	治癒するまで
まれでは	南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ	
あるが、	熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸	
重大な疾	器症候群、中東呼吸器症候群及び特定鳥インフ	
患	ルエンザ	
<b>第二種</b> 流 すく染 し、る やよ感		特有の咳が消失するまでまたは5日間の
	百日咳	適正な抗菌性物質製剤による治療が修了
		するまで
	麻しん (はしか)	解熱した後3日を経過するまで
		耳下腺、顎下腺または舌下線の腫脹が発言
	流行性耳下腺縁(おたふくかぜ)	した後5日を経過し、かつ、全身症状が良
		好になるまで
	風しん (3日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するま
	四項和疾然(ノール系)	で
	結核	病状により学校医その他の医師において
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した
		後2日を経過するまで
	- 本刊 ラロトウノルフ	発症した後5日を経過し、かつ、症状が
	<u>新型コロナウイルス</u> 	軽快した後1日を経過するまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、	病状により学校医その他の医師において
	腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性	感染のおそれがないと認めるまで
	出血性結膜炎	
	その他の感染症	
	感染性胃腸炎、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、	
	マイコプラズマ感染症、など	